平成３０年（再イ）第２号

栃木県那須郡那須町芦野2348―54

再生債務者　鈴木　正明

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年６月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年６月13日

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（再イ）第３８号

静岡県沼津市松長567番地社員寮

再生債務者　小林　　香

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年６月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年６月13日

静岡地方裁判所富士支部破産係

平成３０年（再イ）第２号

奈良県天理市別所町232番地２

再生債務者　南岡　俊文

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年６月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年６月13日　　奈良地方裁判所

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　大阪弁護士会

2　処分を受けた弁護士

氏　　名　戸谷　茂樹

登録番号　12012

事 務 所　大阪府大阪市都島区東野田町２―３―24　第５京橋ビル６階　京橋共同法律事務所

3　処分の内容　戒告

4　処分が効力を生じた年月日

平成30年６月４日

平成30年６月８日　　日本弁護士連合会

厚生年金基金変更公告

日本リネンサプライ業・介護事業厚生年金基金の事務所の所在地に変更があったので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第116条及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告する。

1．新事務所の所在地　東京都文京区湯島３丁目21番10号鉄二健保会館３階

2．旧事務所の所在地　東京都台東区小島２丁目18番15号新御徒町妙見屋ビル２階

3．変更年月日　平成30年６月18日

平成30年６月26日

日本リネンサプライ業・介護事業厚生年金基金

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成30年６月26日　　奈良県教育委員会

1　氏名、本籍地、免許状の種類、授与権者

安本　敦志、奈良県

⑴　高等学校教諭一種免許状、大阪府教育委員会

2　失効年月日　平成30年５月25日

3　失効事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50代前半から70歳程度の男性、身長175㎝位、着衣は上衣紺色半袖ポロシャツ、下衣紺色ジャージ、黒色ボクサーパンツ、所持品は財布２個、小銭入れ１個、名刺１枚、その他雑多

上記の者は、平成30年４月21日午前10時00分頃、千葉県浦安市海楽２丁目16番南西80ｍの緑地帯内で発見されたもので（死亡日平成29年４月頃から平成30年２月頃）、身元不明のため、遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市福祉部社会福祉課までお申し出ください。

平成30年６月26日

千葉県　　浦安市長　内田　悦嗣

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成三十年五月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月二十六日

北海道北広島市山手町六丁目五番地二

有限会社スズキ

清算人　綱影　辰男

解散公告

当社は、平成三十年五月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月二十六日

岩手県胆沢郡金ケ崎町西根北御免八番地八

合同会社イプキ

清算人　佐藤　吉憲

解散公告

当社は、平成三十年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月二十六日

宮城県石巻市中央一丁目三番一四号

有限会社日活パール劇場

清算人　清野　七重

解散公告

当社は、平成三十年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月二十六日

宮城県角田市角田字旭町三四番地の二

株式会社高瀬工業

代表清算人　保志　秋一

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月二十六日

福島県東白川郡塙町大字片貝字兎田四四番地

特定非営利活動法人ＮＰＯ大地

清算人　八幡　好壽

解散公告

当社は、平成三十年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月二十六日

福島県郡山市喜久田町四十坦八番地の二五

有限会社パン工房麦畑

清算人　津田　昌利